

○平塚市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に
関する条例施行規則

平成25年3月29日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模水道施設の増設及び改造の工事)

第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池又は配水池の新設又は増設に係る工事

(水質基準)

第3条 条例第3条第2項の規定により規則で定める水質基準は、小規模水道により供給される水が、別表第1の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならないこととする。

(確認の申請)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(小規模水道の給水開始前の届出及び水質検査)

第5条 条例第7条第1項の規定による給水を開始する旨の届出は、小規模水道給水開始届（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第1項に規定する水質検査は、小規模水道により供給される水が第3条の

規定による水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第1に掲げる事項及び消毒の残留効果について行う検査とする。

(小規模水道の変更及び廃止の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届(第3号様式)により行うものとする。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第7条 条例第9条第1項に規定する定期の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が、第3条の規定による水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第2に掲げる事項及び消毒の残留効果並びに別表第1に掲げる事項のうち市長が特に必要と認めて指示したものの検査を行うものとする。

2 条例第9条第2項に規定する当該小規模水道により供給される水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときに行う臨時の水質検査は、別表第1に掲げる事項のうち市長が特に必要と認めるものの検査を行うものとする。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届(第4号様式)により行うものとする。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム)以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第9条 条例第11条第2項の規定による届出は、小規模水道施設給水緊急停止報告書(第5号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届(第6号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の変更及び廃止の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更(廃止)届(第7号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第12条 条例第14条第1項第3号に規定する規則で定める事項は別表第1に掲げる事項のうち市長が特に必要と認めるもの及び消毒の残留効果とし、同号に規定する供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査は当該小規模貯水槽水道により供給される水が異常であるかどうかを判断できる場所から採取した水について当該事項の検査を行うものとする。

(管理に関する検査)

第13条 条例第14条第2項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受ける検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 貯水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 貯水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 貯水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 貯水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色及び濁り並びに残留塩素の状態

2 市長は、条例第14条第2項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 検査を行う区域
- (3) 指定年月日
- (4) 検査の業務の開始年月日(検査の業務を開始していない場合にあっては、その予定年月日)

(身分証明書の様式)

第14条 条例第17条第3項に規定する身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証(第8号様式)とする。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届（第9号様式）により行うものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月25日規則第37号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和8年2月4日規則4号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第7条、第12条関係）

事項	基準
一般細菌	1ミリリットルの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。

鉛及びその化合物	鉛の量に関して、1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
亜硝酸態窒素	1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1リットルにつき10ミリグラム以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1リットルにつき1.0ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。

ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	1リットルにつき0.00005ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
塩素酸	1リットルにつき0.6ミリグラム以下であること。
クロロ酢酸	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
クロロホルム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下であること。
ジクロロ酢酸	1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
ジブロモクロロメタン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
臭素酸	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
トリクロロ酢酸	1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
ブロモジクロロメタン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
ブロモホルム	1リットルにつき0.09ミリグラム以下であること。

ホルムアルデヒド	1リットルにつき0.08ミリグラム以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1リットルにつき1.0ミリグラム以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、1リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、1リットルにつき0.3ミリグラム以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、1リットルにつき1.0ミリグラム以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、1リットルにつき200ミリグラム以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
塩化物イオン	1リットルにつき200ミリグラム以下であること。
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1リットルにつき300ミリグラム以下であること。
蒸発残留物	1リットルにつき500ミリグラム以下であること。
陰イオン界面活性剤	1リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。
(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H) -オール（別名ジェオスミン）	1リットルにつき0.00001ミリグラム以下であること。
1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）	1リットルにつき0.00001ミリグラム以下であること。

非イオン界面活性剤	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、1リットルにつき0.005ミリグラム以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1リットルにつき3ミリグラム以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

別表第2（第7条関係）

事項
一般細菌
大腸菌
亜硝酸態窒素
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物（全有機炭素（TOC）の量）
pH値
味
臭気
色度
濁度

第1号様式（第4条関係）

小規模水道布設工事確認申請書

年 月 日

（提出先）

平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

次のとおり小規模水道の布設工事をしたいので、条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて確認の申請をします。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給 水 予 定 人 口	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	

第2号様式（第5条関係）

小規模水道給水開始届

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

年 月 日付で確認を受けた小規模水道の布設工事が完成し、給水を開始するので、条例第7条第1項の規定により、届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給水開始予定年月日	

第3号様式（第6条関係）

小規模水道変更（廃止）届

年 月 日

（提出先）

平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

次のとおり小規模水道布設工事確認申請書の記載事項を変更（小規模水道を廃止）したので、条例第8条の規定により、届け出ます。

小規模水道施設の名称		
小規模水道施設の設置場所		
確認年月日及び指令番号		
変更（廃止）年月日		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止）の理由		

第4号様式（第7条関係）

小規模水道水質検査結果届

年 月 日

（提出先）

平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

次のとおり小規模水道の水質検査を実施したので、条例第9条第3項の規定により、水質検査成績書を添えて届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
水質検査実施日	

第5号様式（第9条関係）

小規模水道施設給水緊急停止報告書

年 月 日

（提出先）
平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

次のとおり小規模水道施設の給水の緊急停止を行ったので、条例第11条第2項の規定により、報告します。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
緊急停止の日時	
緊急停止の理由	

第6号様式（第10条関係）

小規模貯水槽水道給水開始届

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

次のとおり小規模貯水槽水道の給水を開始したので、条例第12条の規定により、届け出
ます。

設 置 場 所						
給水開始年月日		年 月 日				
概 要 （※）	名 称	(通称名)				
	主たる用途	共同住宅・事務所・店舗 ()・学校・病院・工場・ 旅館・その他 ()				
	延べ床面積	m ²	階 数	地上	階・地下 階	
設 備 の 概 要	貯 水 槽	有効容量	合計 m ³	縦×横×有効水深 (m× m× m) (m× m× m)	材質 FRP・コン クリート・鋼 製・その他 ()	
		設置場所	屋内・屋外	地上設置・地下埋設・その他 ()		
	高 置 水 槽	有効容量	m ³	縦×横×有効水深 (m× m× m)	材質 FRP・コン クリート・鋼 製・その他 ()	
		設置場所	屋内・屋外	地上設置・地下埋設・その他 ()		
	給 水 方 式	高置水槽方式・圧力水槽方式・その他 ()			水道 直結 栓	有・無
	その他	管理形態 (委託管理・自主管理)			消毒設備の有無 (有・無)	

※ 小規模貯水槽水道の概要を御記入ください。

第7号様式（第11条関係）

小規模貯水槽水道変更（廃止）届

年 月 日

（提出先）

平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

次のとおり小規模貯水槽水道の届出事項を変更（小規模貯水槽水道を廃止）したので、条例第13条の規定により、届け出ます。

小規模貯水槽水道施設の名称		
小規模貯水槽水道施設の設置場所		
給水開始の届出年月日		
変更（廃止）年月日		
変 更 内 容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止）の理由		

第8号様式（第14条関係）

（表）

第	号	小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証	
			写 真
		職 名	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日
上記の者は、条例第17条の規定による立入検査を行う者であることを証明する。			
年 月 日	交付		
年 月 日	日まで有効		
		平塚市長	氏 名 印

（裏）

条例（抜粋）

第9号様式（第15条関係）

設置者の地位承継届

年 月 日

（提出先）

平塚市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名〕

電話番号

次のとおり小規模水道（小規模貯水槽水道）の設置者の地位を承継したので、条例第18条の規定により、届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 設 置 場 所	
地 位 承 継 の 年 月 日	
地 位 承 継 の 理 由	
旧 設 置 者 の 住 所	
旧 設 置 者 の 氏 名	

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第11条関係）

第8号様式（第14条関係）

第9号様式（第15条関係）